

令和2年第1回（3月）議会定例会会議録

招集年月日	令和2年3月16日
招集の場所	川北町議会議場
開会宣告日時	令和2年3月16日 午前10時01分
閉議宣告日時	令和2年3月16日 午前11時43分
応招議員	1番 山田勝裕 2番 宮崎 稔 3番 窪田 博 4番 井波秀俊 5番 山村秀俊 6番 西田時雄 7番 田中秀夫 8番 苗代 実 9番 坂井 毅 10番 山先守夫
不応招議員	なし
出席議員	1番 山田勝裕 2番 宮崎 稔 3番 窪田 博 4番 井波秀俊 5番 山村秀俊 6番 西田時雄 7番 田中秀夫 8番 苗代 実 9番 坂井 毅 10番 山先守夫
欠席議員	なし
会議録署名議員	7番 田中秀夫 9番 坂井 毅 10番 山先守夫
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄 副町長 田西秀司 教育長 室谷敏彦 総務課長 川北征章 税務課長 中村都志子 住民課長 大山恭功 福祉課長 村田真寿美 産業経済課長 吉岡友次 土木課長 山本忠浩 学校教育課長兼社会教育課長 中田利明
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一
議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

令和2年第1回

議 事 日 程 (第2号)

川北町議会定例会

令和2年3月16日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第26号まで (一括議題)

《再開、会議》

◇議長 苗代 実

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

《一般質問、答弁》

◇議長 苗代 実

日程第1 一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

はい、議長。

皆さん、おはようございます。

先週3月11日は、東日本大震災から9年が経ちました。被災地の復興は進んでいるようですが、原発事故によって大きな被害を受けました福島県では、未だに4万人の方が避難生活を送っておられます。復興も道半ばで1日も早い復興を願うものであります。

また最近では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する措置で、小・中・高等学校が休校となり、町でもいろいろな対策も取られていますが、早く収束に向かって欲しいと願うものでございます。

それでは、分割質問方式によって質問いたします。今日は3点質問いたします。

まず1問目、「地域交通事業」について、質問します。これまでも各議員から、公共交通の整備については、「コミュニティバス」や「デマンドタクシー」などの建設的な提案がされたものの、未だ町からの具

体的な方向性は、示されておられません。

また、昨年開催された子どもサミットでも、子供達からは、町外につながるバスなどの交通が十分ではなく、地元から進学先や就職先に通うのが不便だと強調されております。「交通が不便で地域の魅力も少ない状況では、地元から離れた若者のUターン就職は見込めない」と鋭い指摘がありました。

町の執行部では、このような指摘をどのように捉えているのでしょうか。

免許返納者や高齢者が、買い物や病院へ行くのに苦勞されていることから、我々としても何とか出来ないかと、昨年から地区の中でも対応を進めているところであります。

ボランティアの運転者を募り、町の車を借りずにボランティアの車で地域交通事業を進めた場合、町当局としての支援や助成範囲等についての考えを伺いたいと思います。

1つ目ですが、地域で買い物や病院への送迎を行うボランティア送迎者、これは運転登録者ですが、私有車へのボランティア保険、事故対応ですが可能かどうか。

2点目。利用者自身がボランティアの車を利用して、買い物や病院で転んで怪我をしたときに備えて、町が傷害保険を掛けていただけるのかどうか。

3点目。各地区で地域交通事業を進めた場合に、町が助成する用意があるのかどうか。またあるとすれば、どのくらいの助成額を考えているのか。

4点目。町内他地区、並びに他市町の具体的な取り組みを町が把握されているのか

どうか。

以上4項目について町当局の考えを伺います。

◇議長 苗代 実

福祉課長 村田真寿美君。

◇福祉課長 村田真寿美

はい、議長。

お答え致します。

12月議会での、井波議員からの質問にもお答え致しましたが、地域で高齢者の生活補助を中心とした支援を行うボランティア活動については、現在、町社会福祉協議会を窓口として、相談を受けているところでございます。

その中で、今回お尋ねの車による買い物や、病院への送迎に関しましてのボランティア保険につきましても、車を運転される方、利用される方、そのどちらも対象となる全国社会福祉協議会「福祉サービス総合補償」、送迎サービスの障害保険でございますが、この保険をお勧めすることとしております。

現在、町内3つの地区より支援活動について、お話しを伺っております。3地区とも共通しているのは、まず、地域の実態調査から始め、住民のニーズに沿った支援やその活動を考えていくとのことでした。

ただボランティアの内容や、その手段・方法については三者三様であり、町社会福祉協議会と致しましては、県内の状況や近隣市町の取り組み等も参考にしながら、相談を受けて参りたいと思っております。

この地域ボランティア活動につきましても、地域の高齢者の生活補助や生活支援を

柱とし、あくまでも地域の方が自分たちの地域のために、自主的に行うものであると認識しております。

従いまして、町社会福祉協議会では、地域ボランティア組織の設立にかかる費用と、ボランティア保険にかかる費用の一部の助成を行いたいと考えておりますことを申し上げ、答弁と致します。

◇9番 坂井 毅

議長、9番。

◇議長 苗代 実

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

今、答弁いただきまして、一部助成をしていただけるということで、我々の地区もこの事業を進めて参りたいと思っております。

それでは2点目の質問にうつります。

「避難所の非常用電源」について質問を致します。

昨年は、風水害の被害が全国至るところで発生致しました。特に台風15号による千葉県での長期停電は、住民生活に大きな影響を与えました。

避難所では、電気自動車EVやプラグインハイブリット車PHVが避難所の非常用電源として活躍をしたと伺っております。

さて、令和2年2月16日付の共同通信の全国自治体アンケート、災害時の避難所の生活環境で改善すべき点についての調査の発表によりますと、市区町村の95%が「避難所の改善が必要」との事であります。

このうち半数がプライバシーの確保が課題で、多くの自治体は、段ボールベットや

仮設トイレ・冷暖房の配備も重要と指摘しております。

特に近年は、異常気象による風水害が全国いたるところで発生しており、停電ともなれば、当然、避難所にも大きな影響が及ぶものと思われませんが、町では停電対策をどのように考えているのでしょうか。

国も、地震や風水害に伴う長期停電に備え、災害時の対応拠点となる自治体庁舎や、避難所になる学校で、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた非常用電源の設置を後押ししています。

川北町の防災ハザードマップを見ますと、大雨になり手取川が氾濫しますと、西部地区では、ほとんどの地区が床上浸水となっております。

手取ダムの完成以来、町民の皆さんもダムの恩恵により、氾濫もなくなったと思っている方が多いと思われませんが、昨今の想定外の気象を鑑みれば、今後は氾濫も十分、想定しなければならぬとも思っております。

そこで川北町でも、地域の防災・減災の為に避難所となる小・中学校などに太陽光発電システムを導入されてはいかがでしょうか。町当局の考えを伺います。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答えを致します。

近年、ご存じのとおり、全国的に災害が増加しており、避難所の環境改善が大きく取り上げられております。

町では、昨年10月の台風19号の際に、初めて百寿会館に自主避難所を開設し、7名の方が自主的に避難をされました。

現在、町の指定避難所である、小・中学校には、毛布やヘルメット、ビブスなど、避難の際に必要な備品が準備してあります。

町と致しましても、災害時の避難所環境を改善すべく取り組んでおり、今年度は、指定避難所である小・中学校に、総務省の補助金を活用し、災害時の連絡手段の一つとして、避難所Wi-Fiを整備したところがあります。

このように、順次、避難所の環境整備を図っており、太陽光発電システムを含めた非常用電源装置につきまして、設備の規模や設置場所、そして、国の補助制度など、調査を進めて参りたいと考えております。

◇9番 坂井 毅

議長、9番。

◇議長 苗代 実

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

只今の答弁で、検討していくということですが、昨日の北國新聞の記事が載っておりますが、停電時に電気を使えないという自治体のアンケート結果が出ています。その中には、自治体の7割が予算不足ということで、なかなか設置が難しいという回答です。

川北町がどういう回答をされたか存じませんが、県内10市町で予算不足という回答が出ております。この中でも、金沢・輪島・白山・中能登・能登の5市町は、少なくとも何か所あるかわかると。停電時電気が使

えない指定の避難場所を把握していると回答がございまして、10市町が予算不足を理由にあげております。通常は電源が太陽光発電で運用できますから、電気料の削減にもつながるのではなかろうかと思っておりますので、今後とも検討をお願いしたいと思います。

それでは3点目に移ります。

「独居高齢者の粗大ごみ搬出サービス」について質問を致します。

昨年、3月28日の新聞を見て驚きました。

常日頃の話題については、議会全員協議会等で、執行部より議員に説明や報告があるのですが、この粗大ごみ搬出サービスについては何の説明も無く、突然、「川北町で無料サービス開始」という見出しが出たわけでございます。

私はこのような無料サービス自体を否定するものではありません。私はなぜ、役場職員を使ってまで、粗大ごみ搬出をしなければならないのか、大いに疑問を感じます。

粗大ごみ搬出となれば、2階からタンスあるいはベッドなどの大きな粗大ごみの搬出もあるでしょうし、階段からの転落の想定もあるでしょう。新聞によれば、2軒で1トン分のごみを搬出されたそうですが、怪我をした場合、町の執行部の方はどのような対応をするおつもりなのでしょうか。

私は、このようなサービスをするのであれば、役場職員を使わず、業者に委託し町が料金を負担すれば、大変良いサービスとなるものだと思います。

そこで質問をいたします。

1点目。独居高齢者の粗大ごみ搬出サービス開始を議会への説明も行わず、なぜ、

この時期に突然発表したのか。

2つ目。昨年の3月27日以降、このサービスは、何件程発生したのか。

3点目。粗大ごみ搬出になぜ、役場職員を動員しなければならないのか。また、委託業者に任せなかったのか。

4点目。今後も役場職員を動員して、今のサービスを続けて行くのか。

以上4点について、町長の考えを伺います。

◇議長 苗代 実

福祉課長 村田真寿美君。

◇福祉課長 村田真寿美

はい、議長。

ひとり暮らし高齢者宅の粗大ごみ搬出についてお答え致します。

福祉課では、1年前の3月27日と5月29日の両日、町内にひとりでお住いの高齢者宅3軒について、粗大ごみ搬出のお手伝いを行いました。

いずれも80代後半のひとり暮らし高齢者の方で、「自力では出せない粗大ごみがある」との民生委員の相談を受け、福祉課として対応したものでございます。

粗大ごみですので、ベッドやソファ、布団など、トータル1トン近くの量となりましたが、家の2階から降ろさなければならないような危険な作業はなく、職員の安全を一番に考えて、可能な範囲での搬出でございました。

坂井議員がおっしゃられるような新しい施策としての「サービス事業」ではなく、福祉業務の一環として職員で行ったものでございます。

ひとり暮らし高齢者の要望、困りごとに
応えた「福祉作業」であり、新規採用職員
の福祉現場体験という意義も含めて、今後
も要望があれば応えて参りたいと考えてい
ます。

どうぞ、ご理解を賜りますようお願い申
し上げ、答弁とさせていただきます。

◇9番 坂井 毅

議長、9番。

◇議長 苗代 実

9番 坂井 毅君。

◇9番 坂井 毅

再質問を致します。

この独居高齢者粗大ゴミ搬出、私はこの
事業については、非常に良い事業だと思っ
ております。ただ、粗大ゴミでもどのくら
いの大きさまでを対象にしているのか、そ
の辺が一向に見えません。

例えば壊れたピアノとか大きい粗大ゴミ
もあるかと思えます。やはりここは、きち
っとした運用マニュアルを作成するべきだ
と思えますが、担当課長から運用マニユ
アルを作成するのかどうか、お伺いをした
いと思えます。

◇福祉課長 村田真寿美

はい、議長。

◇議長 苗代 実

福祉課長 村田真寿美君。

◇福祉課長 村田真寿美

対応マニュアル作成についての質問でご
ざいますが、今後検討してまいりたいと思
っております。

◇議長 苗代 実

2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

はい、議長。

3月議会定例会におきまして、一般質問
の機会をいただきましたので、分割質問方
式によりお尋ね致します。

まずは「役場職員の働き方改革」につい
てお尋ねします。

働き方改革関連法が2019年4月より施行
され、長時間労働の是正に向け、罰則付の
時間外労働上限規制や有給休暇取得の義務
化などが盛り込まれました。

一方、公務員についても「働き方改革関
連法」に基づく対応や、超過勤務命令の上
限時間設定などについて、条例や規則の改
正が行われていると伺っております。

そのような中で、川北町の役場職員の皆
さんは、非常に多忙で時間外勤務時間の長
い方も多いと伺っております。

夜遅くまで頑張っている職員の方々には、
本当にご苦労様です。

しかしながら、長時間残業が当たり前の
職場となり、職員の健康や家庭に大きな負
担をかけているのではと懸念しております。

このことから、役場職員に対する働き方
改革が必要ではないかと思えます。

川北町の役場職員に対する働き方改革の
取り組みについて、次の2点について伺い
ます。

1 つ目は長時間労働の是正についてです。

川北町でも「職員の勤務時間、休暇等に
関する規則」が改正され、時間外勤務時間
の上限を、原則月45時間、年360時間ま
でと定められております。

川北町役場でも、この上限値を超えないように努力をされていると思いますが、ノー残業デーの設定や毎日の残業時間の制限を設けるなど、単なる残業時間の削減は、国が進める働き方改革ではないとされております。

総務省発行の「地方公務員における女性活躍・働き方改革推進のためのガイドブック」では次のように言っています。

働き方改革は、組織と職員個人の両方が仕事の進め方を工夫して、業務や時間の「質」を高めながらいきいきと働ける職場環境をつくっていく取組みであるとしています。そして、業務の効率化や柔軟な働き方なども含めて、具体的な取り組みの進め方や先進的な自治体の取り組み事例を紹介しています。

また首長が強力なリーダーシップを発揮して、職員の意欲を高め、心を一つにして改革をできるようにすることが重要であるとも言っています。

以上を踏まえ、長時間労働の是正に向け、単なる残業削減ではない働き方改革の取り組みについて、どのように進めているのかお伺い致します。

2つ目は、勤務時間の適正な状況把握についてです。

改正労働安全衛生法では、管理職も含め労働者の勤務時間の状況把握が義務化されており、労働者の始業・終業時刻を確認し、適正に記録することとされております。

原則的な把握方法として、タイムカードやパソコンの使用時間等の客観的な記録を基礎として確認するとされています。

やむを得ず自己申告制で把握する場合で

も、管理者は自己申告できる勤務時間に上限を設けるなど、適正な自己申告を阻害する措置はしてはならないとされています。

川北町役場での時間外勤務時間の把握は、紙による自己申告制とのことですが、法改正に見合った適正な自己申告と、勤務時間の把握が行われているのかお伺いします。

また効率の良い勤怠管理の為に、出退勤時間やスケジュールを管理するシステムを導入してはどうかと思います。紙ベースで管理するよりは、勤務時間の把握や時間外勤務手当の予算管理等が大幅に効率化したとの事例もあり、検討をお願いします。

◇議長 苗代 実

副町長 田西秀司君。

◇副町長 田西秀司

はい、議長。

「役場職員の働き方改革」について、お答えを致します。

近年、ご承知のように働き方改革が声高に叫ばれていますが、働き方改革には、意識改革、業務の効率化、そして業務の見直しの三要素が重要であると考えます。

役場には、総務課、税務課、住民課、福祉課、産業経済課、土木課、出納室、議会事務局及び教育委員会の9つの部署がございます。

そして、それぞれの部署で業務内容が異なり、年度内の時期、或いは一日の時間帯によっても、繁忙の度合いが異なります。

また、個々人の得手不得手や能力によっても、業務に費やす時間に差が出て参ります。

役場職員の勤務状況については、保育

所・学校関係を除くすべての職員と2度にわたって面談を行い、健康状態や勤務の状況等について、聞き取りを行いました。

結果として、多くの職員は現在の仕事に生きがいを感じて、仕事に対して前向きに取り組んでいることがわかりましたが、中には不満や悩みを抱えている職員もいました。そこで、可能な限りその不満や悩みの解消に向けて、応えて参りたいと考えております。

例えば、仕事にメリハリをつける意味でのノー残業デーの導入や、適材適所を見据えた人事異動等を進めて参りたいと考えております。

また、昨今はIT化によるパソコンを使った書類の電子化やメールの利用、更にはグループウェアやネットワークを使い、手作業によるルーチンワークを解消し、情報の共有化による業務の効率化が図られて来ております。

その一方で、それを上回る勢いで事務量の増加や複雑化が加速度的に進んでいることもありまして、昨年の12月議会におきまして、一般事務職と保育士の定数を1名ずつ増とさせて頂きました。

働き方改革は、働く側の意識が変わらなければ根本からの解決には至らないと考えております。職員同士でしっかりと議論し、一人ひとりが自分の頭で考え、納得することが大切だと思っております。

すべての職員が活躍でき、同じ目標に向かって最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、これからも働きやすい職場環境づくりに取り組んで参りたいと考えているところでございます。

◇2番 宮崎 稔
議長、2番。

◇議長 苗代 実
2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔
丁寧なご答弁、ありがとうございました。
しかしながら、2つ目の質問であります勤務時間の適正な状況把握についてのご答弁をいただいておりますので、再度お伺い致します。

◇副町長 田西秀司
はい、議長。

◇議長 苗代 実
副町長 田西秀司君。

◇副町長 田西秀司
目指すべき働き方改革は、ワークライフバランスの実現等により、職員がいきいきと働き、公務の能率と町民サービスの質の向上につなげていくことと考えております。

議員がご指摘された、出退勤時間等の確認でございますが、パソコンの使用時間を記録することやタイムカードの導入は考えておりません。自主的に早めに出勤したり、業務以外のことで退勤時間が遅れる場合。あるいは極端に言う理由もなく、不必要に早く来たり、職場に居残り続けたりする職員にタイムカードで記録した時間を基に、時間外勤務手当を支払わなければならないでしょうか。限りなく決められた時間に、出退勤を行うようにと指導すればどうかというお考えもあるとは思いますが。

しかしながら役場という職場は、町民にサービスを施すところで、毎日たくさんの町民の方が来られます。そして中には、閉庁

時間を少しオーバーして用事を済まされる方もいらっしゃると思います。そしてまた、お昼休みにもお客さんが来られます。このようなお客さん相手の仕事環境にある役場という職場においては、ある程度の柔軟性を持たせた出退勤時間等への配慮があってもよいのではないかと考えております。

そういう意味においては、タイムカード等という道具を使って出退勤時間を機械的に記録するのではなく、職員のその時々々の状況に応じた柔軟な対応も含め、職員同士の意思疎通をまず大事にして、紙ベースの時間内勤務報告書や出勤時には出勤簿に判子を押す、そういうことで勤務時間の管理をそのまま続けていきたいと考えているところでございます。

◇2番 宮崎 稔

議長、2番。

◇議長 苗代 実

2番 宮崎 稔君。

◇2番 宮崎 稔

只今のご答弁で、町の考えはわかりましたが、法律でも客観的なデータを元に出退勤時間を把握するようにと決まっている中で、他の民間企業を含めて他の自治体もそのように動いている中で、このようなことでいいのかなと疑問を持っております。

残業時間をはっきりさせることによって、職員の皆さんも少しでも早く仕事を終わらせて帰ろうという意識にもつながってくると思われまますので、是非そこはしっかり検討していただきたいと思います。

次の質問にうつります。

耐震改修促進計画の進捗について、お尋

ねいたします。

町は10ケ年の耐震改修促進計画を策定し、建物の耐震化率の向上に努めてこられました。住宅の耐震改修促進の支援策として、既存建築物耐震改修工事費等助成金制度も設けられました。

この計画は、1995年に発生した阪神淡路大震災で得られた教訓をもとに策定されたものであり、「地震による死者を減らすには、建物を強くして壊れないようにするしかない」という教訓から、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建物の耐震改修を促進し、地震災害を減少させることを目的にしています。

地域の防災力を向上させ、町民の安全安心を確保するという意味で、非常に重要な防災対策であると思います。

補助金制度は平成22年度よりスタートし、令和元年度で10年目を迎えたのですが、活用されたのは令和元年度の2件のみであり、開始より9年間の活用はゼロであったと伺っています。

この補助金がほとんど活用されていない実績で、住宅における耐震改修促進計画の目標は達成されたのでしょうか。

この10ケ年の計画について、当初の耐震化率の実態と10年後の目標値は何であったのか。10年間どんな活動をされたのか。目標達成度など結果はどうであったかお伺いします。

又、石川県は平成29年3月に2次の耐震改修促進計画を発表し、令和7年度末までの耐震化率の目標値を95%と定めております。

これに準じて川北町でも、2次の耐震改

修促進計画を策定する必要がありますが、どのような計画を策定される予定でしょうか。個人の住宅の耐震改修費用は、高額の個人負担が発生する場合もあり、耐震改修をするかしないかは個人の判断に委ねられます。特に高齢者だけの住宅については敬遠されがちです。

その為、個人住宅に対しては、個人の自助努力に任せるだけでは耐震化が進まないのが現状です。

そこで、行政と地域住民が協力して、各個人によりそった解決方法を見つけ出すような体制づくりや、耐震評価 0.7 の部分補強や簡易補強でも補助金対象にするような条件緩和など、柔軟な施策も検討する必要があるのではと思います。

高知県黒潮町では、何回も戸別訪問し、耐震改修に進むまで働きかけを行い、耐震改修の軒数を飛躍的に伸ばしたという実績もあるとのことですので、ぜひ参考にして頂きたいと思います。

1次計画での反省点や改善点なども含め、目標達成に対する具体的な施策について、お伺い致します。

◇議長 苗代 実

土木課長 山本忠浩君

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

お答えをいたします。

耐震改修促進計画の進捗についてのご質問ですが、国の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成 19 年度に計画期間を 9 年間とし、住宅及び特定建築物の何れも耐震化率 90%を目標とした計画

を策定しております。

計画にあります特定建築物については、全 30 棟の内、7 棟が旧耐震の建築物であり、耐震化率は 77%となっております。

こうした状況を踏まえ、町の指定避難所である全ての学校の耐震改修工事を実施した他、百寿会館等についても耐震改修を実施し、公共施設については、平成 27 年度には耐震化率 100%となっております。

次に住宅について申し上げますと、計画当初、総住宅戸数 1,376 戸の内、594 戸が旧耐震住宅であり、耐震化率は 57%となっております。

これまで町では、耐震相談会の開催や広報紙での周知などを実施して参りました。しかしながら、この 10 年で耐震改修の実績は 2 戸のみで、いずれもリフォームを含めて、20,000 千円～30,000 千円の費用がかかっております。

また、高齢世帯や 65 歳以上の一人暮らしの世帯に、大きな経済的負担が強られるため、耐震化が進まないのが実情です。

新たな耐震改修促進計画につきましては、国の基本方針及び県の計画等を勘案し、町の実情を踏まえた計画策定予算に今年度 1,826 千円を計上しております。

今後は、耐震化に向けて住宅リフォーム助成をひとつの契機とし、耐震改修を推進し町民一人ひとりの意識を高めるとともに、将来にわたって町民が安心して生活できる住環境の整備を進めて参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 苗代 実

5 番 山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊

はい、議長。

3月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、3点について分割質問方式によりお尋ねします。

1点目は、「町長等の報酬額の見直し」についてお尋ねします。

毎年、6月と12月に県知事と各市長・町長のボーナス支給額が、新聞報道により公表されています。その公表の都度、町民より、「人口規模からして町長等の報酬が高いのでは」との声が寄せられます。

そこで、ボーナスの基準となる「月額報酬」について私なりに調べたところ、県内19の市長・町長の平均月額報酬は、86万円で川北町は83万円です。

また、県内の8つの町で比較したところ、津幡町、内灘町、志賀町に次いで高い方から4番目となっています。

つまり、町民から見て県内自治体の中で一番小さな自治体であるからこそ、月額報酬も「一番低くていいんじゃないか」と。

逆に言えば、人口規模・財政規模・職員数の規模より勘案して報酬額が高いと感じているということです。

昨年12月の新聞報道で、羽咋市長の給料が11の市の中で最低から増額、珠洲市と同レベルにと掲載されましたが、羽咋市長の給料が、今年の4月から増額しても、川北町よりも低く、今後川北町が他の市長・町長の報酬引き上げへの格好の比較対象になりはしないかと懸念されます。

更に、昨年の今頃、町長選挙戦において、新人候補は、町長給与等の20%削減を選挙公約として打ち出していました。

過去、平成16年に、報酬額を74万円から83万円に引き上げたようですが、また、元に戻してはどうか。そうすれば、外形上、自治体間の報酬バランスも落ち着くと考えます。

引き下げ事例について、新聞報道ですが小松市長は、行財政改革の一環として毎年、基準となる月額報酬の10%~20%の引き下げを行っており、今年度は15%の引き下げのため、川北町より低い80万円とのことでした。

今後、消費税の増税への影響や社会保障費の増加・ライフライン等のインフラ整備費用として、町民に対しいろんな場面で負担を求めることも多々、出てくるのではないかと。自らの身を削ることで、今後、町民への理解も得られやすいのではないかと。老婆心ながらとまでは言いませんが、そのように思います。

因みに県の発表によりますと、職員の給与水準を示すラスパイレス指数では、川北町は県内で最低、全国では低い方から32番目とのことでした。

そこで、お尋ねします。

「町長等の報酬額の見直し」について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答えを致します。

川北町では、他の市町同様に町議会議員の報酬の額並びに町長および副町長、教育長の給料の額等について審議を行うにあたり

り、川北町特別職報酬等審議会条例の規定に基づき、報酬等審議会を設置することになっています。

議員ご指摘の町長等の報酬の額に関しましては、この報酬等審議会という第三者機関でのご意見を頂きながら、慎重に検討すべきものでございます。

もとより「町長等の特別職の報酬はいくらが妥当なのか」という問いに対する絶対的な尺度はございません。

今後、議会議員すべての皆様のお考えも参考に致しまして、近年の社会状況・景気、そして町の財政状況などに鑑み、必要であれば審議会を開催して参りたいと考えております。

◇5番 山村秀俊

議長、5番。

◇議長 苗代 実

5番 山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊

2点目は「地下水の取水協力金」について、お尋ねします。

現在、地下水の取水に関して、小松市水道施設等設置協力費として、3つの地区に対し、それぞれ100万円ずつが毎年、支払われています。

また、工業用水道協力金として、1つの地区に50万円が支払われています。

しかしながら、川北温泉への源泉に対する取水協力金がありません。

1号源泉・2号源泉は、2つの地区からの取水により、川北温泉だけでなく百寿会館やデイサービスセンター等に送水され、たくさんの人に利用されています。

そこで、お尋ねします。

川北温泉等への送水に対する、当該・地区への取水協力金の支払いについて、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

住民課長 大山恭功君。

◇住民課長 大山恭功

はい、議長。

山村議員の「温泉送湯に対する取水協力金」についてのご質問にお答え致します。

ご承知のとおり、1号及び2号源泉からの温泉は、川北温泉や百寿会館等に供給され、多くの方々の保養と健康増進に活用され大変喜ばれています。

小松市水道施設や工業用水道施設における協力金については、地域住民のための飲料等の生活に直結するポンプ場も地区内にあり、水道施設の設置により地下水位の低下等、地元住民に影響を与える恐れがあることから協力金を支出しています。

これに対しまして、1号・2号の両源泉は、各施設のポンプ設置位置の深さに比べ、はるかに深い1,200m以上を掘削、約600mの位置にポンプを設置し、揚水量につきましても、最高でも毎分50リットル程度と非常に少なく、地下水や地区の水道施設への影響はほとんどないと考えております。

また、近隣の自治体においても、温泉送湯に対する取水協力金を支払っている事例はありません。

以上の理由から、お尋ねの地元地区への取水協力金の支払いにつきましても、現時点では考えていないことを申し上げ、答弁と致します。

◇5番 山村秀俊

議長、5番。

◇議長 苗代 実

5番 山村秀俊君。

◇5番 山村秀俊

3点目は「地方公会計制度の公表」についてお尋ねします。

地方公会計制度については、厳しい財政状況の中で財政の透明性を高め、町民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るために、統一的な基準による公会計制度が導入されました。

川北町においても、平成28年度の固定資産台帳の整備に始まり、その後も毎年、地方公会計支援委託費用を計上し、導入に向けた作業をされているようですが、進捗状況が不明です。

また、工業用水道事業会計や土地開発公社会計等を含めた、川北町全体としての資産と負債の状況、連結財務書類の状況についても同様です。

そこで、お尋ねします。

統一的な基準の導入によって作成される、各種財務書類の進捗状況・公表予定等について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答えを致します。

統一的な基準による財務書類の作成の進捗状況及び公表予定についてのお尋ねであります。地方公共団体の公会計につきましては、平成27年1月23日付けで、総務

大臣から「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知があり、全ての地方公共団体において、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、統一的な基準による財務書類等の作成が要請をされております。

地方公会計制度では、従来の現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するため、民間の企業会計的な発生主義や複式簿記の考え方を導入した「貸借対照表」、「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の4表の財務書類を整備することが求められております。

当町におきましても、固定資産台帳の整備に始まり、統一的な基準に基づく財務書類等の作成に取り組んで参りました。

現在の状況を申し上げますと、平成28年度及び29年度分の財務書類等は、連結部分も含めまして完成しており、平成30年度分につきましては、作成中であります。

すでに完成している財務書類等につきましては、速やかに町ホームページに掲載し、公表したいと考えております。

今後は、経年比較や類似団体間比較、財務書類の数値から得られる指標を用いた分析等を行い、資産管理や予算編成、行政評価等に活用できるよう研究を重ねて参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 苗代 実

1番 山田勝裕君。

◇1番 山田勝裕

はい、議長。

それでは、私は教育という分野からの町づくりを視点として、今回も2点分割質問

方式で質問したいと思います。

1 つ目は「教育委員の補充」についてです。

簡潔に質問したいと思います。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、地方行政委員会の一つとして教育委員会が設置され、教育長を含む 5 名の教育委員が任命されることが原則となっています。これはあくまでも原則ですので、自治体の状況によっては教育長以外に 3 名のところがあれば、5 名のところもあります。

ここでは、教育委員会「事務局」と区別するため、「教育委員会議」として述べますが、川北町でもこれまで教育長以外に原則通り 4 名の教育委員が任命されておりました。

しかし昨年 1 月に、1 名の教育委員が辞任していることから、現在は 3 名の教育委員で構成されています。

これまで教育委員会議の在り方については、様々な課題が指摘されてきました。教育委員会議が教育行政の重要事項や基本方針について決定する重要な機関ですが、教育委員会議の形骸化や事務局の執行を追随するだけの機関ではないかと批判があったことも事実であります。

しかし学校教育のみならず、生涯教育や社会教育・スポーツ・芸術文化の振興・教育全般の活性化になくてはならない機関でありますので、昨年 1 月に 1 名減員となっている委員の配置について、どのように考えているのか。例えば、女性登用など多彩な人材登用により、教育行政の適切な運営に向けて、やはり教育長を含めた 5 人体制

が必要ではないかと考えますが、当局の意見を伺いたいと思います。以上です。

◇議長 苗代 実

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答えを致します。

今ほどご質問のあったとおり、昨年の 1 月中旬ですか、教育委員の 1 名の方が任期途中で辞任を致しておりますので、現在は、教育長を含め 4 名で教育委員会が構成されております。

教育委員の皆さんは、毎月の定例会議の他、学校訪問や入学式・卒業式への出席などを含め、様々な任務がございますが、現在は特に大きな支障をきたしているわけではございません。

しかし、委員が 1 名少ないということは、決して正常な状態とは言えず、その分、他の委員の皆さんの負担が増えている事も否めない事実であります。

定数を満たした委員の皆さんが、多様な観点から教育行政を考え、学校教育や生涯学習、住民の健康づくり、スポーツの振興を支えて行くことなどを考慮致しますと、できるだけ早く、もう 1 名の委員の方を選任して参りたいと考えております。

◇1 番 山田勝裕

議長、1 番。

◇議長 苗代 実

1 番 山田勝裕君。

◇1 番 山田勝裕

ぜひ川北町にとっての教育は、町の魅力

であるし、1番大切にしなければいけない分野だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

2点目は「大学奨学金給付制度の創設とそれを生かしたUターン活用」についてです。

現在、高校生の大学進学率は年々高まっており、全国平均値では54.7%、石川県の大学進学率は平成30年度で55.1%であります。つまり高校生の半数以上が、もう大学進学する時代となっています。川北町も統計はありませんが、大学への進学者が多いことは想像に難くありません。

そもそも石川県というところは、大学設置数も多く、人口10万人当たりの大学数は、京都に次いで全国2位という高い数値を示しています。

学府の集積県として県内に特色ある大学がたくさんある中、それでも高校生は、やはり全国に、そして都市部の大学に進学していく実績があります。そして残念ながらその多くの卒業生が県外での就職により、地元を離れていることも事実であります。

現在、県外大学進学者のUターンの促進も各地自体の課題となっています。

川北町でも人口を見てもみますと、6200～6300人前後で推移しており、定住確保、人口を増やす手立てがこれからの課題となっているのではないのでしょうか。

こうしたことを考え、大学進学、特に県外大学の進学については、多額の費用が必要であることへの支援を考慮しながら、町の高校生がたとえ県外大学に進学したとしても、その後、地元石川県の企業に就職し、川北町、石川県に戻ってくれることを1つ

の条件とした何か大学奨学金の創設ができないかと思う次第であります。

給付の場合の条件は、様々に考えられますが、県外大学進学に対する奨学金を給付して、それが町、県へのUターンにつながり、人口増加につながる1つの施策となるのではないかと思います。そしてまた、町の学校教育振興にもつながるのではないかと思います。当局のお考えをお聞きしたいと思います。以上です。

◇議長 苗代 実

教育長 室谷敏彦君。

◇教育長 室谷敏彦

はい、議長。

只今の質問にお答えを致します。

今年、川北町で成人式を迎えた人のアンケートから見ますと、大学・短大・専門学校に在籍している学生は73%で、その内の55%が県内の学校に在籍し、残り45%が県外の学校に在籍しております。

県外の大学に進学する場合は、学費や住居費に多額の費用が必要となり、多くの学生が国や県等の奨学金や、教育資金融資を受けているものと思われます。

全国の市町の状況を見ますと、学生のUターン就職を目的とした奨学金制度を設けているところは見当たりませんし、町と致しましても今現在は考えておりませんが、今後、県や他市町の動向を参考に検討して参りたいと思います。

◇議長 苗代 実

4番 井波秀俊君。

◇4番 井波秀俊

はい、議長。

一般質問の機会をいただきましたので、私からは「町内外への広報 PR 活動について」「外部人材の登用について」の2点を分割質問方式により質問させていただきます。

まずは「町内外への広報 PR 活動について」お尋ね致します。

現在、我が町の情報伝達は、広報かわきた・防災行政無線・ケーブルテレビなどにより行われております。

町の施策についても、昨年発行されました、暮らしの便利帳等、町民に分かり易く伝えようと努力されております。

しかしながら、各種団体との意見交換会や地域での町政報告会の際に、町民の方々とお話しすると、町の施策がほとんど町民に伝わっていない状況であります。

町民からの要望や意見の中には、既に事業化されたものや暮らしの便利帳自体を知らない方が多く、愕然としました。

行政が知恵を絞って、他町に負けない施策を実施しているのにもかかわらず、町民の認知度が非常に低いと言わざるを得ないのが現状であります。

これは行政側が、ただ事業を実施した、広報・ホームページに掲載したとの報告だけでなく、いかに町民に伝えるか、いかに施策を活用し、町民が暮らしやすくなるのかとの意識や、PR 不足が原因ではないでしょうか。

また、町民だけではなく町外への情報発信は、U I ターン対策や企業誘致、農商工の産業発展、雇用の確保にも繋がるはずで

町内外への広報 PR 活動は、地域の活性化にも繋がり、とても重要であります。

例えば町長の定期記者会見や SNS を活用しての広報・メール配信・人が集まる場所での掲示広告など、「如何に町民に伝わるか」「いかに町外に川北町の魅力を伝えるか」を担当部署に限らず、役場全体、また官民連携して、町全体での検討・実施が必要であると考えます。

我が町の施策を町民が知ることで、住みよい町の実現だけでなく、もっと町民が自分たちの町に誇りを持てるようにしていかななくてはならないと思います。

町内外への広報 PR 活動について、町当局のお考えをお伺い致します。

◇議長 苗代 実

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答えを致します。

町内外への PR につきましては、ご承知のとおり町広報誌をはじめケーブル TV やホームページ、そして、防災行政無線により周知に努めている所であります。

また今年の1月には、町ホームページのトップ画面を従来に増して、必要な情報を素早く簡単に検索できるよう改修を致しております。

更に2月からは、町公式のフェイスブックページを開設し、町の行事など情報を発信することで、より開かれた町政の運営に努めている所でもございます。

その他、現在、スマートフォン用アプリを利用して、無料で町広報誌や情報を届け

るサービスなどの手続きを行っている最中
であります。

今後も、これまでのケーブル TV や防災
行政無線の他、スマートフォンやパソコン
などの情報端末を活用し、町内外のより多
くの方に川北町を PR して参りたいと考
えております。

◇4 番 井波秀俊

議長、4 番。

◇議長 苗代 実

4 番 井波秀俊君。

◇4 番 井波秀俊

情報伝達については、役場職員、また町
民皆さんで日々考えて、どんどん伝わるよ
うに知恵を絞っていかないとと思ってお
りますので、引き続きの努力をお願いした
いと思っております。

次の質問に参ります。

次は「外部人材の登用について」お尋ね
致します。

毎年、我々町議会では、地域交通の先進
地や町づくり、産業・教育・福祉などの先
進地へ行政視察を行い、そこでの施策や事
業などを参考に各政策に反映されるよう、
提言しているところであります。

各自治体ではそれぞれ知恵を絞って、財
政状況や環境に考慮しながら、課題を解決
すべく施策を実施しています。

富山県朝日町では、交通システムを中心
としたまちづくりを京都大学と連携して実
施しています。

また、京都府井出町や香川県池田町など
は、産学公民の連携で産業振興やまちづく
りを実施し、成果を挙げています。

その他にも県内外の多くの自治体では、
大学との連携やまちづくり協力隊など、外
部の人材を積極的に活用し専門的なデータ
ー、外部の自由な発想を取り入れて、スピー
ディかつ堅実な事業を発案・実施してい
ます。

我が町でも、日々役場職員の方々は知恵
を絞っていますが、役場内の少ない人員だ
けではどうしても考えも固定化され、新し
く斬新な発想が生まれにくいと思えます。

また、交通問題や環境問題、産業発展施
策などは、専門家による知識とそのデータ
ーに裏付けされた事業展開が必要ではな
いでしょうか。

専門家などの外部人材の意見を取り入れ、
また、先頭に立って事業化構築を図ること
により、今まで出来ないと思っていたこと
が実現したり、知らなかった方法が見いだ
せ、我が町独自の施策、事業の実現、そし
て事業化へと繋がるスピードも上がるので
はないでしょうか。

我が町行政の「外部人材の登用について」
町当局のお考えをお伺いいたします。

◇議長 苗代 実

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

お答えを致します。

外部人材の登用についてであります、
近年、地方公共団体に求められるものは、
高度化・多様化し業務が増大、そして複雑
化しております。

このような中、限られた人的・財政的資
源を用いて、安定的な行財政運営を進めて

行くためには、地方公共団体だけでは、困難な場合もあることから、企業や大学等の行政とは異なる強みを持つ団体と連携し、そのノウハウや技術を生かした柔軟な事業の実施手法である「産学官連携」などは、有効な手段の一つであると考えております。

今後、町と致しましては、各種取り組みなどにおいて新たな視点や考えを取り入れ、より効果的な事業実施に向け、外部人材の登用について検討を重ねて参りたいと考えております。

◇議長 苗代 実
6番 西田時雄君。

◇6番 西田時雄
はい、議長。

私が最後の質問になりますので、もうしばらくお願い致します。

3月議会定例会に於いて、一般質問の機会をいただきましたので、分割質問方式により質問いたします。

始めに、緑の健康広場について質問します。

役場横にある緑の健康広場は、敷地面積が約3,000平方メートルの中に、芝生広場とテニスコートを有しており、毎年、地権者へ借地料が支払われています。

芝生広場の方は、サッカーやゲートボール、また子供達の遊び場として広く利用されている一方で、テニスコートは老朽化が激しく、20年以上使用されていないのが現状です。

また、県道鶴来美川線や役場にも面しており、テニスコートの老朽化により景観も悪く、またイベント、大会などの開催の時

には、路上駐車が多く見受けられ、何か有効利用される対策が必要と考えます。

そこで、テニスコート施設を公の駐車場にしてはどうかと考えますが、町当局の考えをお伺いします。以上でございます。

◇議長 苗代 実

教育長 室谷敏彦君。

◇教育長 室谷敏彦

はい、議長。

お答えを致します。

この施設は、昭和58年3月、国・県の補助を受け、地域住民、特に青少年と老人の体力増強と維持を図ることを目的に、ゲートボール場とテニスコートが整備されたものです。

その後、平成5年に、天候に左右されることなくテニスができるサンアリーナ川北が整備され、緑の健康広場のテニスコートの利用者が減少し、近年ではほとんど利用されなくなりました。

議員の提案のように、町のイベント等の開催時に駐車場が不足している現状を鑑み、テニスコートの箇所を駐車場に整備するという事も考えられますが、皆さんご存知のとおり、この土地は借地でもあり当初の契約に対し目的外使用にもなりますので、地権者の了解も必要であります。

また、国・県の補助金を受けていますので、国や県の了解も必要となります。

従いまして、今後は公の駐車場として整備が可能かどうかも含め、検討して参ります。

◇6 番 西田時雄

議長、6 番。

◇議長 苗代 実

6 番 西田時雄君。

◇6 番 西田時雄

1 日も早い有効利用をお願い致します。

それでは 2 点目に入ります。

「町消防団員の加入促進策」について質問します。

町消防団は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛の精神に基づき、地域の実情に精通した地元住民により構成されています。

また、即時対応力に優れ、消防署や警察署、自主防災組織と連携し災害時の被害を最小限に抑えるなど、地域の安全・安心を守る非常に重要な役割を担っています。

しかし、生活環境の変化にともない全国的に消防団員数は年々減少傾向にあり、高齢化も進んでいます。

石川県内においても例外ではなく、川北町でも、団員定数 32 名に対して 28 名の団員しかおらず、その確保に苦慮しているのが現状です。

そこで、日本消防協会が進めている消防団員及びその家族に対して、割引等一定のサービスを提供する「消防団応援の店」が全国各地でスタートし、年々広がりを見せてきました。

石川県内でも、現在 19 市町中、14 市町がこの制度を取入れ、団員の確保に繋げようとしています。

川北町でも他市町に遅れる事なくその制度を取入れ、消防団員の確保に繋がればと考えますが、町当局の考えをお伺いします。

◇議長 苗代 実

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

「全国消防団応援の店」につきましては、日本消防協会のホームページによりますと、3 月 1 日現在で 4,270 店舗が登録されており、県内では 14 市町 318 店舗が実施を致しております。

登録店舗は飲食店が多く、団員が団員証を見せることにより、ドリンクサービスや割引などが受けられもので、サービスの内容につきましては、店により異なりますが、登録店舗にとっても全国的に PR が出来、消防団員の来店が期待できることから、どちらにもメリットがある制度ではないかと思えます。

ご承知のとおり、現在、町の消防団員は、定数 32 名に対して、現在 28 名が入団しており、一時期から見ますと少しずつではありますが増加傾向にあります。

今後は、団員確保の手段の一つとして、また、町内の飲食店などの活性化にも繋がるよう、「全国消防団応援の店」の実施に向け、取り組んで参りたいと考えております。

◇議長 苗代 実

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 苗代 実

日程第 2 議案第 1 号から議案第 26 号までを一括議題とします。

これから、各委員長より先に付託しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長 井波秀俊君。

◇総務産業常任委員長 井波秀俊

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託された案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第 9 号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 10 号川北町監査委員条例の一部を改正する条例について。

議案第 14 号川北町営住宅条例の一部を改正する条例について。

議案第 15 号川北町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について。

議案第 16 号川北町地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について。

質疑・審査がなされました。

議案第 18 号町道認定の変更について。

議案第 19 号南加賀広域圏事務組合規約の変更について、質疑・審査がなされました。

議案第 20 号令和元年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分。

この中で、産地パワーアップ事業費補助金について、その事業内容について。

また、租道路橋梁費や未就学児安全対策については、事業実施個所やその事業内容について説明、質疑そして検証等により、審査がなされました。

議案第 22 号令和元年度川北町簡易水道事業等特別会計補正予算。

議案第 23 号令和元年度川北町農業集落排水事業特別会計補正予算。

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ご報告致します。

◇議長 苗代 実

教育民生常任委員長 山村秀俊君。

◇教育民生常任委員長 山村秀俊

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。

議案第 11 号川北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

議案第 12 号川北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

議案第 13 号川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

議案第 17 号川北町民プール設置条例を廃止する条例について。

議案第 20 号令和元年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分。

議案第 21 号令和元年度川北町国民健康保険特別会計補正予算。

議案第 24 号令和元年度川北町介護保険事業特別会計補正予算。

議案第 25 号令和元年度川北町介護保険サービス事業特別会計補正予算。

議案第 26 号令和元年度川北町後期高齢者医療特別会計補正予算。

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 苗代 実

予算決算特別委員長 坂井 毅君。

◇予算決算特別委員長 坂井 毅

はい、議長。

予算決算特別委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第1号令和2年度川北町一般会計予算。

議案第2号令和2年度川北町国民健康保険特別会計予算。

議案第3号令和2年度川北町簡易水道事業等特別会計予算。

議案第4号令和2年度川北町農業集落排水事業特別会計予算。

議案第5号令和2年度川北町介護保険事業別会計予算。

議案第6号令和2年度川北町介護保険サービス事業特別会計予算。

議案第7号令和2年度川北町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第8号令和2年度川北町工業用水道事業会計予算。

以上の案件について、休会中2日間にわたり慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 苗代 実

これで各委員長の審査の経過並びに結果の報告を終ります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 苗代 実

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第1号から議案第26号までを一括採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第1号から議案第26号までは、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立9名)

ご着席ください。起立全員です。

したがって、議案第1号から議案第26号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 苗代 実

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しましたので、令和2年第1回川北町議会定例会を閉会します。

これにて、散会します。

(午前11時43分)